

調整給付金支給 確認書

整理番号：

豊明市
受付印

令和6年1月1日時点の住民票所在地市町村
豊明市長 殿

1 調整給付金支給額・受給意思の確認（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)に✓を入れてください。）

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正してください。

定額減税の算定の対象となる人数				
	本人	+	控除対象配偶者 および扶養親族	合計 □人 = □人
所得税	定額減税可能額 (3万円×定額減税の算定の対象となる人数) □円	-	令和6年分 推計所得税額 □円	控除不足額(①) □円 (<0の場合は0)
個人市・県民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×定額減税の算定の対象となる人数) □円	-	令和6年度分 個人市・県民税所得割額 □円	控除不足額(②) □円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①) □円	+	個人市・県民税所得割分の 控除不足額(②) □円	控除不足額 計(③) (①+②) □円 → 【調整給付金支給額】 (上記③を1万円単位に切上げ) □万円

☐ **【調整給付金支給額】を確認し、調整給付金を受給します。**
※訂正をした場合は、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)の写し(コピー)の添付が必要です。

☐ **私は調整給付金を受給しません。**

2 受取口座について必要事項を記入してください。(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

以下いずれか1つのチェック欄(□)にしを入れてください。

☐ **マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)**
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。

☐ **下記の口座への振込を希望します。**
(申請者又はその代理人の口座に限ります。通帳等の写しを裏面の本人確認書類等貼付欄に添付する必要があります。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	
金融機関番号		店番号			

ゆうちょ銀行		通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	口座番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。		1	0	

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、豊明市役所 定額減税調整給付金コールセンター (0562-85-2070) までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男・ 女	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金の		確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。		署名 本人氏名

3 左記の確認事項を読んで、氏名・確認日・連絡先電話番号を記入してください。

左記の確認事項について確認し、異議はありません。

氏名		確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----------	---------	--

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

裏面も必ずご確認ください

〈事務処理欄〉 ※こちらは事務処理欄のため記入は不要です。

備 考	入力確認	入力	審査	受付	受付番号
□ 郵送					

＜お問い合わせ先＞

〒470-1195

豊明市 定額減税調整給付金コールセンター

電話番号 0562-85-2070

令和6年度 定額減税しきれないと見込まれる方への確認のお知らせ及び
調整給付金のご案内について

※調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人市・県民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人市・県民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年の所得税(推計)及び令和6年度の個人市・県民税の課税状況に基づき、定額減税しきれないと見込まれる方(支給対象者)に該当するため、お知らせします。以下の内容を確認して、**令和6年10月31日までに、右側の「調整給付金支給 確認書」を切り取り、本人確認書類等と一緒に返送して下さい。**審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

調整給付金の支給額及び算出式

定額減税の算定の対象となる人数				
	本人	+	控除対象配偶者 および扶養親族	合計 □人 = □人
所得税	定額減税可能額 (3万円×定額減税の算定の対象となる人数) □円	-	令和6年分 推計所得税額 □円	控除不足額(①) □円 (<0の場合は0)
個人市・県民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×定額減税の算定の対象となる人数) □円	-	令和6年度分 個人市・県民税所得割額 □円	控除不足額(②) □円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①) □円	+	個人市・県民税所得割分の 控除不足額(②) □円	控除不足額 計(③) (①+②) □円 → 【調整給付金支給額】 (上記③を1万円単位に切上げ) □万円

確認事項

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、**令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年度に追加給付予定**です。

※**令和6年中に豊明市外に転居される方又は転居された方は**、本紙が、追加給付に際して必要となることがあるため、**右側の「調整給付金支給 確認書」を切り取った後も給付が決定した際にお送りする決定通知書とともに大切に保管ください。**

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)の写し(コピー)を添えて返送期限までに提出ください。審査結果は、決定通知書をご確認ください。訂正内容について確認のご連絡をする場合があります。

※扶養親族数について、扶養に入れる所得(合計所得48万円以下、給与収入103万円相当)を超えていたり、他者の扶養親族となっている場合は、対象人数に含まれません。**算定の対象となる人数を訂正をされる際は、扶養対象者の方への確認をお願いします。**

※指定の受取口座に振込手続後、確認書等の記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ令和6年11月29日までに、申請者(代理人も含みます)に連絡・確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものと見なします。

※**令和6年10月31日までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。**

※本給付金の受給を希望しない場合は、確認書の該当のチェック欄(□)にしを入れてください。

←キリトリ線→

ここを切り離して右側を返信用封筒へ